

重点指導調書（指定通所介護事業（共生型））

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>第1 共生型居宅サービスに関する基準 1 共生型通所介護の基準</p>	<p>通所介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者が当該事業に関して満たすべき次の基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業員の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であるか。</p> <p>(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・ (1) 従業員の員数及び管理者</p> <p>① 従業者 共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算すること。</p> <p>② 管理者 指定通所介護の場合と同趣旨であるため、第3の六の1の(4)を参照されたい。なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</p> <p>・ (2) 指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けている こと。</p>		<p>基準 第105条の2</p> <p>基準第105条の2第1号 解釈 第3の六の4の(1)①</p> <p>基準第105条の2第2号 解釈 第3の六の4の(1)②</p> <p>解釈 第3の六の4の(3)</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令第37号)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第2 運営に関する基準		
1 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定通所介護を提供しているか。	適 ・ 否
2 居宅サービス計画等の変更の援助	指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い、計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	適 ・ 否
3 通所介護計画の作成	(1) 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。 (2) 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 なお、通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 (3) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 (4) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。 (5) 通所介護事業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
4 勤務体制の確保等	(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	適 ・ 否 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。 通所介護計画の作成にあたっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画(1)～(3) 通所介護計画 サービス提供票 	基準第105条 準用(第16条)	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状態の変更により、事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する旨の説明を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該書面 	基準第105条 準用(第17条) 解釈準用 (第3の一の3の(7))	
(通所介護計画の作成上の留意点) ① 介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめをさせることが望ましい。なお、通所介護計画書の様式は、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護計画(利用者ごと) 実績記録 	基準 第99条第1項 解釈 第3の六の3(3) ① 基準 第99条第2項 解釈 第3の六の3(3) ②, ③	
② 通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。		基準 第99条第3項 解釈準用 (第3の一の3の(13)⑥)	
③ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。		基準 第99条第4項 基準 第99条第5項	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の居宅サービス計画に基づいた適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか。 勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。 管理者等が他の事業所と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務計画(予定)表など 勤務表 	基準 第101条第1項 解釈 第3の六の3(5) ①	

主眼事項	着眼点	自己評価
5 衛生管理等	(3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、事業所の従業者以外による提供が可能である。	適・否
	(4) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否 実施時期 ()
	(1) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じているか。	適・否
	(2) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。 また、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	適・否 <ul style="list-style-type: none"> ・レジオネラ属菌検査 直近の検査年月日 (年 月 日) ・検査結果(以下に○を付す) 不検出 (10CFU/100ml未満) 検出 (10CFU/100ml以上) ・検出された場合、その対応は適切か。 <li style="text-align: center;">適 ・ 否 ・検査未実施の場合 検査予定月 (年 月頃)
	(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を認めるものであるが、その内容は適切か。 ・運営規程に通所介護従業者の質的向上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。 ・内部の研修会や事業所外で実施される研修会に参加させているか。 ・自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき、的確に行っているか。(水道法、水道法施行規則、水道法施行令) ・職員に対する衛生管理の指導はなされているか。 ・入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。(H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 辞令又は雇用契約書 ○ 運営規程 ○ 職員の研修の記録 ○ 受水槽清掃記録簿 ○ 水質検査書 ○ 医薬品等管理簿 ○ 感染予防に関するマニュアル ○ 感染予防に関する職員研修記録等 ○ 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表 ○ 浴槽・浴槽水の衛生管理票 	<p>基準 第101条第2項</p> <p>基準 第101条第3項</p> <p>基準 第104条第1項</p> <p>基準 第104条第2項</p> <p>解釈 第3の六の3(7)①,②</p> <p>解釈 第3の六の3(7)③</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
6 事故発生時の対応	(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故等発生の有・無
	(2) 指定通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否
	(3) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有・無 損害賠償保険加入・未加入
	(4) 指定通所介護事業者は、基準第95条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)及び(2)の規定に準じた必要な措置を講じているか。	適・否
	(5) 指定通所介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しているか。 このほか、以下の点に留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。 ② 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ③ 事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこと。 この場合において、準用される居宅基準第100条第4号及び第102条の規定について、共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、利用定員を定めること。例えば、利用定員が20人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の連絡体制に関する書類 ○ 事故に関する記録 ○ 損害賠償保険証書 	<p>基準 第104条の2第1項</p> <p>基準 第104条の2第2項</p> <p>基準 第104条の2第3項</p> <p>基準 第104条の2第4項</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(8)③)</p> <p>解釈 第3の六の4の(4)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第3 宿泊サービスの提供	※ 以下について、宿泊サービスを提供している場合に記入すること。	サービス提供の有・無 有→以下について、記入すること。
1 人員に関する指針		
① 従業者の員数及び資格	(1) 宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、宿泊サービスの提供時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1人以上確保しているか。	適 ・ 否
	(2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士、実務者研修又は介護職員初任者研修修了者が望ましいが、それ以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識及び経験を有している者を配置しているか。	適 ・ 否
	(3) 食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要な員数を確保しているか。	適 ・ 否
	(4) 緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行っているか。	適 ・ 否
② 責任者	宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から責任者を定めているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。</p> <p>このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、共生型サービスとしては認められないものである。</p>	<p>○ 勤務表</p> <p>○ 出勤簿</p> <p>○ 修了証書、登録証、免許証など</p>	<p>解釈 第3の六の4の(6)</p> <p>指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備運営に関する指針について（以下「宿泊サービス指針」という。） 第1の2</p> <p>宿泊サービス指針 第2の1</p> <p>宿泊サービス指針 第2の2</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
2 運営に関する指針		
① 宿泊サービス計画の作成	(1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上で、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成しているか。	適 ・ 否
	(2) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図っているか。	適 ・ 否
	(3) 宿泊サービス事業者は、計画の策定に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否
② 勤務体制の確保等	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
	(2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、事業所の従業者以外による提供が可能である。	適 ・ 否
③ 衛生管理等	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるように努めているか。	適 ・ 否
④ 事故発生時の対応	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故等発生の有 ・ 無
	(2) 宿泊サービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有 ・ 無 損害賠償保険 加入 ・ 未加入

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項	
<p>・ 4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者についても、宿泊サービス計画を作成し、宿泊サービスを提供しているか。</p> <p>・ 宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行っているか。 なお、居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切なアセスメントを経たものでなければならず、安易に居宅サービス計画等に位置づけるものではないこと。</p>	○ 宿泊サービス計画 ○ 介護記録等	宿泊サービス指針 第4の4(1)		
	○ 居宅サービス計画書	宿泊サービス指針 第4の4(2)		
	○ 勤務計画(予定)表など	宿泊サービス指針 第4の11(1)	宿泊サービス指針 第4の4(3)	
	○ 勤務表 ○ 辞令又は雇用契約書	宿泊サービス指針 第4の11(2)		
	○ 受水槽清掃記録簿 ○ 水質検査書 ○ 感染予防に関するマニュアル ○ 感染予防に関する職員研修記録等	宿泊サービス指針 第4の14(1) 宿泊サービス指針 第4の14(2)		
	○ 緊急時の連絡体制に関する書類 ○ 事故に関する記録	宿泊サービス指針 第4の19(1)	宿泊サービス指針 第4の19(2)	
○ 損害賠償保険証書	宿泊サービス指針 第4の19(3)			